

インターネットバンキング（法人 I B・個人 I B）の不正送金被害補償について

福岡ひびき信用金庫

平素より格段のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、最近のインターネットバンキングにおける預金等の不正な払出しについては、犯罪の手口が高度化・巧妙化し、法人のお客さまにも被害が拡大している傾向にあります。

このような状況を踏まえ、当金庫はインターネットバンキングを少しでも安心してご利用いただくために、法人 I Bに係る預金等の不正な払出し被害につきまして、下記のとおり当金庫所定の補償限度額の範囲内で補償することといたしましたのでお知らせします。

なお、個人のお客さまにつきましては、既に不正送金被害についての補償は対応済みでございます。

補償につきましては、法人・個人のお客さまにかかわらず被害にあわれた事情やお客さまのセキュリティ対策の状況によっては、補償を行わない場合や補償を減額する場合がありますので、セキュリティ対策には十分なお対応を実施されますようお願い申し上げます。

記

1. 補償開始日

法人のお客さま 平成28年2月2日

個人のお客さま すでに補償対象となっています。

2. 対象となるお客さま

インターネットバンキングに係る預金等の不正な払出しにより被害を受けられたお客さま

3. 補償限度額

法人のお客さま 1口座あたり、年間1,000万円を限度として被害補償額を検討します。

個人のお客さま 原則、全額補償いたします。

※補償につきましては、被害にあわれた状況等を踏まえ個別に判断させていただきます。

ただし、状況等によっては補償を行わない場合、または補償を減額する場合がございます。

主な事例は以下のとおりです。あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。

4. 補償を行わない場合の主な事例

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償いたしかねます。

- (1) 不正送金発生日の翌日から30日以内に当金庫へ被害の届出をしていただけなかった場合
- (2) ご契約先の役員、従業員等またはお客さまご自身、お客さまの家族等関係者の故意もしくは重大な過失または法令違反の場合

【 重大な過失の例 】

- ①暗証番号等をインターネットバンキングの暗証番号等であると、第三者に容易に推測できる形で紙や端末機等に記載・保存していた場合
- ②「お客様カード」に暗証番号等を記載していた場合
- ③その他、上記と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合 など
- (3) ご契約先の役員、従業員等またはお客さまご自身、お客さまの家族等関係者の犯行またはご契約先、お客さまの関係者等が加担した不正な払出しの場合
- (4) 他人に譲渡・貸与または担保差入れされた端末機・お客様カード等を使用された場合
- (5) インターネットバンキングおよび端末機等が正常な機能を発揮しない状態で使用された場合
- (6) 第三者に強要されたインターネットバンキングの不正使用による場合
- (7) 当金庫の調査に対して十分な協力を得られない場合、または重要な事項について虚偽の説明をされた場合
- (8) 利用規定違反がある場合
- (9) 警察が被害届を受理しない、警察へ被害の届出をされない場合、または警察の捜査に対して被害事実等の事情説明を十分に行わない場合
- (10) 戦争、暴動、大規模なサイバー攻撃や核関連事故、地震、噴火、津波、洪水等による著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた盗難もしくは紛失に起因する場合
- (11) その他、お客さまに過失があると考えられるような事象が認められた場合

5. 補償を減額する場合の主な事例

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償を減額する場合があります。

- (1) ウイルス対策ソフト等のセキュリティ機能を利用していない場合、または最新の状態に更新をしていない場合
- (2) 当金庫が推奨するインターネットバンキング専用セキュリティソフトを利用していない場合
- (3) 当金庫がホームページやメール等で注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で暗証番号等をフィッシングサイト等に不用意に入力していた場合
- (4) ウィンドウズ等の基本ソフトやブラウザ等が最新の状態に更新していない場合、サポート期間を終了した基本ソフトやブラウザを利用している場合、または当金庫の推奨環境以外の場合
- (5) パスワード等を定期的に変更していない場合
- (6) 電子証明書方式を利用していない場合（法人のお客さま）

以上